

子ども向け資料のイメージ

(仮称) 長野市子どもの権利条例の概要

パブリックコメント

長野市では、「長野市子どもの権利条例」の骨子案について、みなさんから意見を募集します。

条例の内容を読んで、みなさんの思ったことなどを聞かせてください。

みなさんからいただいた意見は、条例にどのように反映していくのか、長野市で考えをまとめて、長野市ホームページに掲載します。

1 意見の募集期間

令和7年5月13日（火）～6月12日（木）

2 意見の提出方法

① 長野市ホームページから意見を送る。

二次元コードから読み取り、意見を記入してください。

二次元
コード

② 郵送で意見を送る

〒380 - 8512 長野市役所 こども未来部 こども政策課宛
6月12日（木）までに届くようにしてください。

③ ファクスで意見を送る

意見用紙に意見を書いて、ファクスで送ってください。

ファクス番号 026-224-7648

④ 電子メールで意見を送る

意見用紙に意見を記入して、電子メールで送ってください。

メールアドレス ko-seisaku@city.nagano.lg.jp

⑤ 市役所や支所に直接届ける

意見用紙に意見を書いて、直接市役所や長野市の支所に届けてください。

市役所第二庁舎 2階 こども政策課

市役所第一庁舎 3階 行政資料コーナー

長野市の支所

※月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分

土曜日、日曜日、祝日はお休みです。

お問い合わせ

長野市 こども未来部 こども政策課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

電話 026-224-6796

ファクス 026-224-7648

メール ko-seisaku@city.nagano.lg.jp

ながのしこ けんりじょうれいこっしあん しょうかい 長野市子どもの権利条例骨子案の紹介

○子どもの権利ってなに？

すべての子どもが、その命を守られ、健やかに、自分らしく、安心してすごせるために必要なものです。

【4つの原則】

- ・差別の禁止（差別のないこと）
- ・子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- ・生命、生存および発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- ・子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

○子どもの権利条例ってなに？

まわりの大人たちの役割を決めて、子どもの権利を保障し、子どもにとって最もよいことを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちをつくることを目的として、長野市がつくるルール、約束事です。

○どのようにしてつくられたのですか？

長野市では、小学生、中学生、高校生を対象としたワークショップや、アンケート調査、子どもや子育てを支援する人などから話を聴いています。

いただいた意見をもとに、長野市と長野市議会で話し合いを行い、条例をつくっています。

○この条例の子どもの年齢は

0歳から18歳未満と、権利を認めるとことが適切と考えられる人を対象としています。

ながの し こ けんり じょうれい ないよう 長野市子どもの権利条例の内容

1 条例の目的

○子どもの権利を保障するための基本的事項を定め、大人の役割を明らかにします。

○子どもにとって最もよいことは何かを考え、将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組みます。

2 大人の役割

【市】

○子どもに関する施策を実施します。

○子育てに必要な支援を行います。

○保護者や市民などの大人と協力して取組を行います。

【保護者】

○必要な協力をもらいながら、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりをします。

○子どもの意見を尊重し、子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができるようにします。

-
-
-

【財政上の措置】

○子どもに関する施策を行うため、必要な財政上の措置をとるようにします。